

ホールにおける子供事故防止対策4箇条

～以下の4つの事項を確実に励行しましょう～

- (1) お子様連れのお客様は「駐車場そのものへの入場及び来店をお断りする」旨を、「駐車場入口」、「ホール入口」にはっきりと表示すること。

ホール駐車場等における子供事故防止のための第一義は、お子様連れのお客様の駐車場そのものへの入場をお断りすることです。店頭における子供の事故防止の呼びかけは、全日遊連及び各都府県方面組合作成ポスター等の掲示とともに、個々のホールの施設状況に応じて立看板、懸垂幕を掲出する等して万全を期して下さい。

- (2) 店内放送で定期的に来店客への注意喚起を行い、来店客が自発的にお子様連れで駐車場そのものへの入場及び来店を慎むように意識付けをすること。

～店内放送では次の事項を広報してください～

- ①組合としての取組みと法の定めにより、お子様連れの駐車場そのものへの入場及び来店をお断りしていること。
- ②車内放置による子供の事故が全国で頻発し、幼い命が失われていること。
- ③車内放置は児童虐待であり、発見した場合は関係機関へ直ちに通報すること。
- ④**緊急性が高いと判断した場合には、窓ガラスを割り救出することもありえること。**

- (3) ホール駐車場の定期的・実効的な巡回チェックを行うこと。

～駐車場巡回の際には次の点に留意して下さい～

- ①営業時間帯は最低1時間に1回は駐車場を巡回チェックする。
なお、不審者と間違われることのないように、専用の腕章、ジャンパー等の着用により、従業員による巡回チェックと分かるような方策を講じること。
- ②「スモークガラス・黒色フィルム装着車」等、外部から車内の状況が見えにくい車両は車内放置が行われるおそれが特に高いため、懐中電灯等を用いて確実に車内をチェックすること。
- ③「チャイルドシート装着車」では、幼児の場合、夏場であっても毛布や衣類を掛けて外から見えにくい状態で寝かされているケースがあることを念頭におき、確実にチェックすること。

- (4) 新聞折込チラシ等でホールの広告宣伝を行う際には、お子様連れでの駐車場そのものへの入場及び来店をお断りする旨を一言必ず入れること。

新聞折込チラシ等は、来店されるパチンコファンだけではなく、広く一般家庭の皆様目に触れる身近な媒体です。チラシに一行文言を加えるだけで、当該ホールが真剣に子供の事故防止に取り組んでいることを地域の皆様に広く知らしめることができます。